

地域コミュニティセンター，生活館及び高齢者福祉研修施設の指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

市民生活課所管の地域コミュニティセンター及び生活館並びに社会福祉課所管の高齢者福祉研修施設（次の表に掲げる施設をいう。）の指定管理者の指定期間が平成28年3月31日に終了することに伴い，平成28年4月1日から平成33年3月31日までの指定管理者について，候補者を選定する審査を行った結果，施設の設置目的を効果的に達成するものとし，以下のとおり候補者を選定しました。

(1) 地域コミュニティセンター

施設名	所在地
福栄地区集会所	赤平市字赤平659番地1
百戸コミュニティセンター	赤平市百戸町東1丁目16番地
茂尻地区集会所	赤平市茂尻本町4丁目1番地
高齢者コミュニティセンター	赤平市平岸新光町2丁目6番地
日の出地区集会所	赤平市字赤平669番地1
コミュニティセンター住吉獅子会館	赤平市住吉町363番地3
豊丘地区集会所	赤平市豊丘町2丁目3番地
共和地区集会所	赤平市共和町273番地4
豊里ふるさと会館	赤平市宮下町3丁目1番地40
泉町会館	赤平市泉町1丁目2番地
平岸東町会館	赤平市東町2丁目5番地1

(2) 生活館

施設名	所在地
赤平市住友生活館	赤平市字赤平645番地
赤平市豊栄生活館	赤平市豊栄町5丁目18番地
赤平市茂尻生活館	赤平市茂尻元町北1丁目22番地
赤平市平岸生活館	赤平市平岸曙町2丁目10番地
赤平市若木生活館	赤平市若木町北2丁目2番地
赤平市赤間生活館	赤平市字豊里68番地
赤平市文京生活館	赤平市東文京町4丁目4番地

(3) 高齢者福祉研修施設

施設名	所在地
-----	-----

赤平市寿の家茂尻栄町老人クラブ	赤平市茂尻栄町4丁目1番地
赤平市寿の家豊里老人クラブ	赤平市幸町1丁目55番地
赤平市寿の家茂尻老人クラブ	赤平市茂尻中央町北2丁目9番地
赤平市寿の家住友老人クラブ	赤平市字赤平638番地
赤平市寿の家若木町老人クラブ	赤平市若木町南3丁目3番地
赤平市老人研修センター	赤平市錦町3丁目1番地
赤平市寿の家茂尻新町老人クラブ	赤平市茂尻新町4丁目40番地
赤平市寿の家茂尻春日町老人クラブ	赤平市茂尻春日町3丁目7番地
赤平市寿の家昭和町老人クラブ	赤平市昭和町3丁目40番地

2 出席委員等

出席委員	委員長	町田 秀一	(総務課長)
	委員	伊藤 寿雄	(企画財政課長)
	委員	山本 教生	(外部選定委員 金融協会推薦)
	委員	太田 敏明	(外部選定委員 赤平商工会議所推薦)
	委員	高橋 新作	(外部選定委員 産企協推薦)
説明員	市民生活課長	野呂 道洋	
	社会福祉課長	永川 郁郎	

3 応募団体

(1) 地域コミュニティセンター

施設名	団体名
福栄地区集会所	福栄連合町内会
百戸コミュニティセンター	百戸町内会
茂尻地区集会所	茂尻本町町内会
高齢者コミュニティセンター	平岸連合町内会
日の出地区集会所	日の出町内会
コミュニティセンター住吉獅子会館	住吉町内会
豊丘地区集会所	豊丘町内会
共和地区集会所	共和町内会
豊里ふるさと会館	宮下町町内会
泉町会館	泉町振興会
平岸東町会館	平岸東町町内会

(2) 生活館

施設名	団体名
-----	-----

赤平市住友生活館	新住吉町内会
赤平市豊栄生活館	豊栄町町内会
赤平市茂尻生活館	茂尻元町町内会
赤平市平岸生活館	平岸曙町町内会
赤平市若木生活館	若木町町内会
赤平市赤間生活館	赤間町内会
赤平市文京生活館	文京町内会

(3) 高齢者福祉研修施設

施設名	団体名
赤平市寿の家茂尻栄町老人クラブ	茂尻栄町町内会
赤平市寿の家豊里老人クラブ	幸町町内会
赤平市寿の家茂尻老人クラブ	茂尻中央町町内会
赤平市寿の家住友老人クラブ	住友赤平老人クラブ
赤平市寿の家若木町老人クラブ	若木町老人クラブ
赤平市老人研修センター	赤平寿老人クラブ
赤平市寿の家茂尻新町老人クラブ	茂尻新町町内会
赤平市寿の家茂尻春日町老人クラブ	茂尻春日町町内会
赤平市寿の家昭和町老人クラブ	昭和町内会

4 審査方法

当該施設について、赤平市公の施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱第2条に基づく所掌事項の審議をし、担当課の説明、委員からの質疑により審査を行いました。

5 選定結果

(1) 公募方法

当該施設は、地域の連帯意識の高揚や自主的な活動の促進など、町内会等の団体に任せたいが、効果的と判断される地域密着型の施設であり、非公募とする。

(2) 指定管理者の候補者の選定

当該施設の指定について応募のあった町内会等を選定する。

(3) 審査結果とその理由

今後、地区の住民の減少に伴い利用者が減少してきていることから、運営も厳しくなることが予測され、維持ができなくなった場合は、施設の統合など別の手立てを検討していかなくてはならないと思料する。

しかし、一部施設については、更新の意思がなく、応募がなかったものの、その他の施設については、厳しい運営とは思いますが、地区の住民の意思も継続とのことで、該当の町内会等より今般応募があったものである。

このことから、地区の住民の意思を尊重し、当該施設の指定について応募のあった町内会等を選定することとした。

6 指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日

7 所管部署（問合せ先）

(1) 地域コミュニティセンター及び生活館

赤平市市民生活課 担当：生活環境交通係

TEL：0125-32-2215（直通）

E-mail：shimin @city.akabira.hokkaido.jp

(2) 高齢者福祉研修施設

赤平市社会福祉課 担当：地域福祉係

TEL：0125-32-2216（直通）

E-mail：fukushi @city.akabira.hokkaido.jp

8 その他

平成28年第1回定例市議会において、公の施設の指定管理者の指定について議案を提出する予定です。